

別紙様式第21

情報公開を希望される皆様へ

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1 開示の求め手続

開示の求めは、おおまかに以下の手続きにより行われます。

- (1) 開示の求めの書面の提出
- (2) 開示（部分開示）/不開示決定通知書の受理（開示の求めの書面の提出から、原則30日以内に当社が開示決定等を行い、その後当社が送付）
- (3) 開示の実施の申出書の提出
- (4) 開示の実施

このうち、下線を引いた手続については、開示を希望される方に書類を提出していただく必要があります。

開示の求めの書面等については、最寄りの輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及び輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社ホームページ (<http://www.naccs.jp/>) から入手できますのでご利用下さい。

また、手続には所定の手数料が必要となりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

主な手数料：開示の求めに係る手数料	法人文書1件ごとに300円
開示の実施に係る手数料（閲覧）	法人文書100枚ごとに100円
開示の実施に係る手数料（モノクロコピーの交付）	用紙（A4）1枚ごとに10円

2 情報公開窓口等

【輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社情報公開窓口一覧】

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
総務部総務課	郵便番号105-0013 東京都港区浜松町1丁目3番1号 浜離宮 ザ タワー事務所棟6階	03-6732-6119